

令和4年10月3日

会員各位

磐田市商工会  
会長 三ツ谷金秋

9月23日台風15号による被災会員への支援対応  
家屋工場等被災者への見舞金給付についてのご案内

9月23日の台風15号の影響による豪雨により被災された会員の皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、台風15号の影響による豪雨により被災された会員の皆様に「磐田市商工会慶弔見舞金規程」第5条に基づいて、見舞金を支給することといたしましたので、ご案内申し上げます。(9月28日の理事会で承認)

記

1 支給の範囲

床下浸水 5,000 円、床上浸水 10,000 円とします

自宅、工場等 2 か所以上の被災の場合は、被災状況が高い 1 か所の金額とします

※床下、床上の判断は下記【参考】により御判断願います

2 申告方法

申告は会員による自己申告とします

商工会各支所または本所へ各自申告願います

3 申告期限

申告期限はおおむね 1 か月程度とします

4 支給時期

おおむね 1 か月程度の申告期間ののち全体を集計、その後支給します

以上

【お問い合わせ先】

磐田市商工会

本所（豊田支所） ☎0538-36-9600

豊岡支所 ☎0539-62-2266

福田支所 ☎0538-58-0101

竜洋支所 ☎0538-66-2524

MAIL : info@sci-iwata.or.jp

HP : https://sci-iwata.or.jp/



【参考】床下、床上浸水とは？

「床下浸水」とは、簡単に言うと「床上まで浸水していない状態」のことです。国土交通省が発表している「川の防災情報」では、建築基準法に基づき、一般家屋の場合、浸水深が 50cm 未満で大人の膝がつかる程度の高さまでが「床下浸水」とされ、50cm 以上の浸水深の場合が「床上浸水」とされています。

おおむね 50cm の浸水深が目安と考えてください。